

News Letter

【ニューズレター】

No. 20
2018

大阪大学大学院高等司法研究科
■ 法科大学院 ■



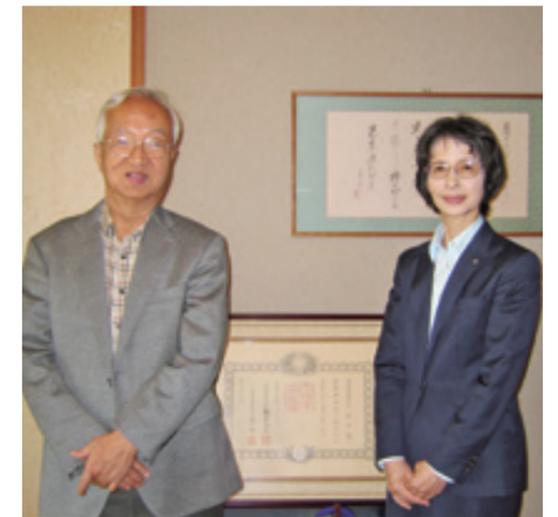
研究科長からのご挨拶

「司法試験の結果と今後の取組」

高等司法研究科長 下村 眞美

2018年度の司法試験において、本研究科修了生の133名が受験し、うち50名が合格しました。合格率は、約37.6%で、残念ながら目標の40%には届きませんでした。もっとも、直近修了者の合格率は、既修者が63.6% (全国平均48.1%)、未修者が34.5% (全国平均17.3%) でした。直近修了者の合格率が高いことについては、喜びたいと思います。今後も1回目の受験においてできるだけ多くの修了生が合格できるよう教育の質の向上に努めてまいります。

2018年度は、法科大学院集中改革期間の最終年度に当たりますが、来年度以降も公的支援見直し強化・加算プログラムが続きます。これまで「優れた取組」と評価された取組(学部との連携、自治体との連携、他大学との連携、継続教育等)に加えて、語学力の高い学生や理系学部出身の学生をさらに多く受け入れるための工夫をし、学生の多様化をいっそう進めて、商都大阪に貢献できる法曹を輩出したいと思います。どうぞ今後とも御支援くださいますようお願い申し上げます。



下村浩蔵様よりご寄附をいただきました
(左: 下村浩蔵元判事 右: 下村眞美研究科長)

法学部との連携について

司法試験の合格率の低迷と司法試験予備試験の影響で、法学部生の法科大学院ばなれ、大学受験者の法学部ばなれが指摘されています。これは、プロセスとしての法曹養成システムの中核部分が揺らいでいるということでもあります。

これに対する対策として、法曹となるまでの時間コストを短縮すべく、法学部3年次から既修者コースへの入学を拡大する取組が各法科大学院で広がっています。本研究科でも、法学部3年次からの飛び級で既修者コースに入学することを認めてきましたが、飛び級の場合、学部中退の扱いになることがネックとなって、飛び級での受験者、合格者はごく少数に留まってきました。

優秀な阪大法学部の学生を本研究科に多く迎えたい。これは本研究科の教員全体の望みでもあります。そこで、本研究科

と阪大法学部とで連携して、大学院進学希望者について3年で法学部を卒業することを認める法学部の早期卒業制度が2017年度からスタートしました。2017年度末の早期卒業の希望者(1年次末時点)は、65名でした。これらの早期卒業を希望する学生に対しては、本研究科教員による履修指導、学習指導を行っています。また、2019年度以降に法学部に入学する学生については、全学の新カリキュラムが適用されますので、これに合わせて法学部に「法曹コース」を設ける準備も進めています。阪大法学部との緊密な連携は、法科大学院入学前から修了後までを見据えた一貫教育という本研究科の教育実践の基盤をなすものです。今後も取組を強化していきたいと考えています。

副研究科長 水谷 規男

最高裁判所訪問記



9月5日(水)に本学の学生11名、関西大学の学生1名とともに最高裁判所を訪問しました。庁舎見学の後、最高裁判所判事・同調査官の御講話、懇親会と充実した時間を過ごしました。



最高裁判所裁判部では、裁判官15名、調査官39名、書記官・事務官150名の約200名が職務を行っています。最高裁判所は司法権という三権のうちの一権の代表を担うものとして荘厳な建物となっており、内部は美術館のように静かな空間ですが、膨大な数の事件を抱える裁判官や調査官が紛争解決のために忙しく立ち回る姿を垣間見ることができました。判例は、決定、判決のいずれであっても裁判規範になり社会のいたるところに影響を及ぼすことから、数十年もたせるという意気込みで入念に言葉を練って作られていると判事の言葉には、判例を生むことの重みを実感しました。今回の訪問では、教科書では知ることのできない貴重な体験をさせていただきました。

高等司法研究科 2年次生 汲田 諭紀

高等司法研究科奨学金制度(修学支援事業基金)について

2018年度より高等司法研究科独自の給付型奨学金制度がスタートしました!

～ 高等司法研究科では個人や団体からのご寄附を基金とし、高等司法研究科の学生を支援するために活用して行きます ～

国内外で大きな変革の時期を迎え、高度な専門性を有する法律実務家がますます求められています。本研究科は、このような社会的ニーズに対応するため、法律実務家の育成に取り組む中で、経済的理由により修学が困難な高等司法研究科の学生を支援するため「給付型の奨学金制度」を設けました。早速、下村浩蔵様から多額のご寄附をいただきました(表紙の写真をご参照ください)。ご寄附いただいたご厚意に深く感謝の意を表し、いただいたご寄附を生かしていく所存です。

奨学金制度は、皆さまからの毎年の寄附金により運営されています。次年度以降も奨学金を継続するために、奨学金制度の趣旨をご理解いただき、あたたかなご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



詳しくは、WEBサイトをご覧ください。

【お問い合わせ】

大阪大学大学院高等司法研究科
〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町1-6
TEL : 06-6850-5973
HPアドレス <http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/>

【発行元】

大阪大学大学院高等司法研究科
発行:2018年11月1日



入試の取組について

保護者向け説明会開催

例年、豊中キャンパス「法学部オープンキャンパス」にあわせ、「法科大学院説明会」を実施していますが、保護者の理解と協力を得るために、「法科大学院／保護者向け説明会」を8月7日(火)に同時開催しました。

全体説明後、保護者向け個別相談会を、下村研究科長と島岡アドミッション委員長を中心に、修了生も分担して実施。約30名の方にご参加いただきました。

猛暑の中、遠く九州から参加された親子を始め、多くの保護者や受験生の熱心な質問を受け、法科大学院への関心の高さを感じました。参加して下さった皆様、どうもありがとうございました。



未修者を増やすための新たな取組等

高等司法研究科は、「新時代を担う真のLegal Professionalsの育成」を実現するべく、様々な入試制度改革に取り組んできました。数年前から東京会場での受験を可能としたほか、昨年度から開始した特別選抜試験(法学部3年次生)を、今年も【A日程】(2018年11月)と【B日程】(2019年2月)の2回にわたり、実施します。これは、各大学法学部と連携し、法科大学院を經由しつつ司法試験の受験資格の早期取得を可能とする制度で、主として既修者を増やすための取組です。

同時に、司法制度改革の理念でもある未修者を増やすための

新たな取組として、今年度は、従来の特別選抜(社会人等)に加え、特別選抜(グローバル法曹)を新設しました。これは、優れた外国語能力を有し、法曹としてグローバルに活躍する意欲を持つ受験生を積極的に受け入れ、本研究科におけるグローバル法曹養成を容易にするとともに、他の学生への良好な影響力を期待してのことです。大阪大学にアジア語学の専攻が充実した外国語学部がある特質を生かし、4月には外国語学部で入試説明会も実施しました。9月8日(土)の特別選抜入試には、昨年度の3倍近い40名の出願があり、確かな手ごたえを感じました。

OB・OG MESSAGE

修了生の声

『弁護士の職域の多様性』



弁護士
今村 敏
総務省

私は、ロースクール修了後、司法修習、弁護士及び大阪大学知的財産センター(現:大阪大学知的基盤総合センター)を経て、総務省で専門職として任期付きで現在勤務しております。具体的な仕事は、電気通信事業(例えば、携帯電話事業)における個人情報保護に関するガイドラインの解釈・運用、電気通信事業者が保有する位置情報の実証事業等をする中でパーソナルデータの保護・利活用に関する施策等を担当しています。

IoTの普及によりあらゆるモノから大量のデータが流通し、それらを組合せ・解析することで様々な社会的課題を解決する「データ主導社会」の実現が志向され、それに呼応するようにパーソナルデータに対するみなさまの関心も益々高まっているため、日々の仕事は非常に充実したものです。私のように、弁護士としての専門性を生かしながら、行政官として活躍されている方々は各省におり、このような選択肢もあるということを知っていただければと思います。本学・法曹の後輩として皆様とお会いできる日が来ることを楽しみにしています。頑張ってください。

『交流と経験のすすめ』



裁判官
富岡 健史
大阪地方裁判所判事補

皆さんは、裁判官は法廷で審理しているという印象が強いのではないのでしょうか。しかし、裁判官の多くは民間企業や行政庁への出向、弁護士職務、海外留学など色々な経験をします。私も一時期総務省に出向して行政の末端を担っていました。裁判官が外部経験を積む背景には、司法の役割である紛争解決においては、法律等に関する知識や論理的思考力のほか、他人の考えやそこに至る経緯、過程を理解し、最適な着地点を目指す能力が必要とされるということがあります。様々な人と交流し、色々な体験をすることで、視野を広げて社会的思考力を磨くよう求められているのでしょう。このような能力は司法だけではなく、経営、交渉、研究など様々な場面で要求されるものと思います。

我が身を振り返ると、法科大学院卒業までに色々な経歴の人と交流し、色々な体験をしてきたことが重要な基礎となっています。皆さんも、知識の習得だけにとらわれず、色々な交流、体験を図っていくことをお勧めします。

『世界の舞台に挑戦する』



弁護士
平野 悠之介
北浜法律事務所・外国法共同事業

私は、大阪の北浜法律事務所に所属して、主に国際取引やM&Aの分野を担当しています。

日本企業による海外企業の買収案件では、日本法に加え、現地の法律問題が複雑に絡むため、現地の弁護士との協働が求められ、商慣習が異なる相手とタフな交渉をしなければならない難しさがありますが、それ故に無事取引が成立し依頼者に感謝いただいたときの喜びはひとしおです。本学で「ベンチャー法」科目を受講して既存の法律家の枠にとらわれない発想を学び、「知的財産演習」を通じて第一線で活躍されている先生方から実務的な感覚を学べたことは、非常に役に立っています。2018年夏からは、国際法務に関する知見を深めるため、米国のロースクールに留学しています。世界中から集まった学生たちと切磋琢磨しながら学べる環境は刺激的で、自分の世界を広げる上でかけがえのない経験となっています。

昨今、法曹界には暗いニュースもありますが、実務での経験を通じて、我々弁護士が活躍できるフィールドは無限に広がっていると確信します。是非、一緒に明るい未来を創っていきましょう!

『弁護士として事業再生に生きる』



弁護士
片岡 牧
堂島法律事務所

私は、金沢大学薬学部を卒業し、薬剤師資格を生かして仕事をしてきましたが、ロースクールが設立されたことをきっかけに、法曹を目指そうと思い立ち、2005年に阪大ロースクールに入学しました。入学して初めて法律について学ぶことになり、最初は苦勞をしましたが、先生方や同級生に恵まれ、双方向授業で鍛えられただけでなく、グループで勉強することで力をつけることができました。司法試験に合格できたのは、学習環境、勉強仲間、そして自らのモチベーションだと思います。

2009年に大阪弁護士会に登録、堂島法律事務所に入所しました。入所以来、主に中小企業の事業再生を手掛けています。特に、2014年から約2年間、出向した地域経済活性化支援機構(REVIC)において、中小企業の事業再生や事業承継を多数取り扱ってきたことから、堂島法律事務所に復帰後も業務の9割が事業再生や事業承継・M&Aです。経験が自らの道を切り開くと信じて、日々、中小企業の経営者とともに企業の「リスタート」の実現に向けて心を砕いています。